

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 7 日

岩手県教育委員会

委員長 箱崎 安弘

岩手県教育委員会規則第 1 号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(岩手県教育職員免許状に関する規則の一部改正)

第 1 条 岩手県教育職員免許状に関する規則 (昭和 30 年岩手県教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																																																								
<p>(<u>小学校、中学校等の臨時免許状</u>)</p> <p>第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、免許法第 5 条第 5 項の規定により小学校、中学校、<u>特別支援学校又は幼稚園</u>の臨時免許状の授与を受けることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(単位の修得方法)</p> <p>第 5 条 免許法別表第 3 の備考第 7 号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。</p>	<p>(<u>幼稚園、小学校等の臨時免許状</u>)</p> <p>第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者は、免許法第 5 条第 5 項の規定により<u>幼稚園、小学校、中学校又は特別支援学校</u>の臨時免許状の授与を受けることができる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(単位の修得方法)</p> <p>第 5 条 免許法別表第 3 の備考第 7 号の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>幼稚園の 2 種免許状から 1 種免許状を取得する場合及び幼稚園の臨時免許状から 2 種免許状を取得する場合</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">受けようとする免許状の種類</th> <th style="text-align: center;">在職年数</th> <th style="text-align: center;">教科に関する科目</th> <th style="text-align: center;">教職に関する科目</th> <th style="text-align: center;">教科又は教職に関する科目</th> <th style="text-align: center;">最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">1 種免許状</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">14</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12以上</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center; vertical-align: middle;">2 種免許状</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">30</td> <td></td> <td style="text-align: center;">45</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">27</td> <td></td> <td style="text-align: center;">40</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">24</td> <td></td> <td style="text-align: center;">35</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td></td> <td style="text-align: center;">30</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">18</td> <td></td> <td style="text-align: center;">25</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td></td> <td style="text-align: center;">20</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">12</td> <td></td> <td style="text-align: center;">15</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13以上</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td></td> <td style="text-align: center;">10</td> </tr> </tbody> </table>	受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	1 種免許状	5	4	20	6	45	6	4	18	6	40	7	4	16	5	35	8	4	14	5	30	9	3	12	5	25	10	3	10	5	20	11	2	9	4	15	12以上	1	7	2	10	2 種免許状	6	5	30		45	7	4	27		40	8	4	24		35	9	4	21		30	10	4	18		25	11	3	15		20	12	3	12		15	13以上	1	9		10
受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数																																																																																				
1 種免許状	5	4	20	6	45																																																																																				
	6	4	18	6	40																																																																																				
	7	4	16	5	35																																																																																				
	8	4	14	5	30																																																																																				
	9	3	12	5	25																																																																																				
	10	3	10	5	20																																																																																				
	11	2	9	4	15																																																																																				
	12以上	1	7	2	10																																																																																				
2 種免許状	6	5	30		45																																																																																				
	7	4	27		40																																																																																				
	8	4	24		35																																																																																				
	9	4	21		30																																																																																				
	10	4	18		25																																																																																				
	11	3	15		20																																																																																				
	12	3	12		15																																																																																				
	13以上	1	9		10																																																																																				
<p>(1) [略]</p>	<p>(2) [略]</p>																																																																																								

(2) [略]

(3) [略]

(4) 幼稚園の2種免許状から1種免許状を取得する場合及び幼稚園の臨時免許状から2種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1種免許状	5	4	20	6	45
	6	4	18	6	40
	7	4	16	5	35
	8	4	14	5	30
	9	3	12	5	25
	10	3	10	5	20
	11	2	9	4	15
	12以上	1	7	2	10
2種免許状	6	5	30		45
	7	4	27		40
	8	4	24		35
	9	4	21		30
	10	4	18		25
	11	3	15		20
	12	3	12		15
	13以上	1	9		10

2 免許法施行規則第11条第1項の表の備考第3号又は第4号及び同令第12条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) [略]

(3) [略]

(4) 幼稚園の2種免許状から1種免許状を取得する場合

(3) [略]

(4) [略]

2 免許法施行規則第11条第1項の表の備考第3号又は第4号及び免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者の単位の修得方法は、次のとおりとする。

(1) 幼稚園の2種免許状から1種免許状を取得する場合

受けようとする免許状の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1種免許状	3	2	12	6	25
	4	2	10	5	20
	5	2	9	4	15
	6以上	1	7	2	10

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

受けようとする免許の種類	在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
1種免許状	3	2	12	6	25
	4	2	10	5	20
	5	2	9	4	15
	6以上	1	7	2	10

備考 改正部分は、下線の部分である。

(学校教育法施行細則の一部改正)

第2条 学校教育法施行細則(昭和32年岩手県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 法第1条に規定する学校のうち、公立の小学校、中学校、高等学校、<u>特別支援学校及び幼稚園</u>をいう。</p> <p>(2) 専修学校 法第82条の2に規定する専修学校のうち、公立の専修学校をいう。</p> <p>(3) 各種学校 法第83条第1項に規定する各種学校のうち、公立の各種学校をいう。</p> <p>(4) 児童等 学校又は専修学校若しくは各種学校に在学する児童、<u>生徒及び幼児</u>をいう。</p> <p>(学校等の設置の認可申請又は届出の手続)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定による学校設置の認可の申請若しくは法第82条の8第1項の規定による専修学校の設置の認可の申請又は施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校の設置の届出は、開設予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(位置の変更の認可申請又は名称等の変更の届出の手続)</p> <p>第4条 施行令第23条第1号の規定による学校の位置の変更の認可の申請又は施行令第25条第3号の規定による小学校若しくは中学校の位置の変更、施行令第26条第1項第1号の規定による学校の名称の変更、同項第2号の規定による学校の位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、同項第3号の規定による学則の変更の届出は変更後速やかにしなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 学校 法第1条に規定する学校のうち、公立の<u>幼稚園</u>、小学校、中学校、高等学校<u>及び</u>特別支援学校をいう。</p> <p>(2) 専修学校 法第124条に規定する専修学校のうち、公立の専修学校をいう。</p> <p>(3) 各種学校 法第134条第1項に規定する各種学校のうち、公立の各種学校をいう。</p> <p>(4) 児童等 学校又は専修学校若しくは各種学校に在学する<u>幼児</u>、<u>児童及び生徒</u>をいう。</p> <p>(学校等の設置の認可申請又は届出の手続)</p> <p>第3条 法第4条第1項の規定による学校設置の認可の申請若しくは法第130条第1項の規定による専修学校の設置の認可の申請又は施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校の設置の届出は、開設予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>(位置の変更の認可申請又は名称等の変更の届出の手続)</p> <p>第4条 施行令第23条第1号の規定による学校の位置の変更の認可の申請又は施行令第25条第3号の規定による小学校若しくは中学校の位置の変更、施行令第26条第1項第1号の規定による学校の名称の変更、同項第2号の規定による学校の位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、同項第3号の規定による学則の変更の届出は変更後速やかにしなければならない。</p>

ない。この場合において、位置の変更については、施行規則第4条の2に規定する書類のほか、前条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）及び第3項各号に規定する書類及び図面に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。

（専修学校の目的の変更認可の申請手続）

第4条の2 法第82条の8第1項の規定による専修学校の目的の変更の認可の申請は、変更期日の30日前までに施行規則第4条の2第1項に規定する書類のほか、第3条第1項第2号から第4号まで、第3項及び第5項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

（専修学校の名称等の変更の届出手続）

第4条の3 法第82条の9の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出は、変更期日の30日前までに施行規則第4条の2に規定する書類のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。

（1）～（3） [略]

2 前項の規定による学則の変更の届出が、学科の設置に係る場合にあつては施行規則第7条の3に規定する書類及び図面、学科の廃止に係る場合にあつては施行規則第7条の7に規定する書類のほか新学則を添えてしなければならない。

（各種学校の目的等の変更の届出手続）

第4条の4 施行令第26条の2の規定による各種学校の目的、名称又は位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、学則の変更の届出は変更後速やかに、施行規則第4条の2に規定する書類のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。

（1）～（4） [略]

（分校設置の認可申請又は届出の手続）

第6条 施行令第23条第9号の規定による高等学校若しくは幼稚園の分校設置の認可の申請又は施行令第24条の3の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校設置の届出は、施行規則第6条に規定する書類及び図面のほか、第3条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。

（二部授業の届出手続）

第8条 施行令第25条第5号の規定による二部授業を行うことについての届出は、あらかじめ、施行規則第7条に規定する書類のほか、次の事項を記載した書類を添えてしなければならない。

ない。この場合において、位置の変更については、施行規則第5条に規定する書類のほか、前条第1項各号（第3号及び第4号を除く。）及び第3項各号に規定する書類及び図面に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。

（専修学校の目的の変更認可の申請手続）

第4条の2 法第130条第1項の規定による専修学校の目的の変更の認可の申請は、変更期日の30日前までに施行規則第5条第1項に規定する書類のほか、第3条第1項第2号から第4号まで、第3項及び第5項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

（専修学校の名称等の変更の届出手続）

第4条の3 法第131条の規定による専修学校の名称、位置又は学則の変更の届出は、変更期日の30日前までに施行規則第5条に規定する書類のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。

（1）～（3） [略]

2 前項の規定による学則の変更の届出が、学科の設置に係る場合にあつては施行規則第11条に規定する書類及び図面、学科の廃止に係る場合にあつては施行規則第15条に規定する書類のほか新学則を添えてしなければならない。

（各種学校の目的等の変更の届出手続）

第4条の4 施行令第26条の2の規定による各種学校の目的、名称又は位置の変更の届出は変更期日の30日前までに、学則の変更の届出は変更後速やかに、施行規則第5条に規定する書類のほか、次の書類及び図面を添えてしなければならない。

（1）～（4） [略]

（分校設置の認可申請又は届出の手続）

第6条 施行令第23条第9号の規定による幼稚園若しくは高等学校の分校設置の認可の申請又は施行令第24条の3の規定による専修学校の分校設置若しくは施行令第25条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校設置の届出は、施行規則第7条に規定する書類及び図面のほか、第3条に規定する書類に準じて作成した書類及び図面を添えてしなければならない。

（二部授業の届出手続）

第8条 施行令第25条第5号の規定による二部授業を行うことについての届出は、あらかじめ、施行規則第9条に規定する書類のほか、次の事項を記載した書類を添えてしなければならない。

(1)～(3) [略]

(高等学校の課程、学科等の設置の認可申請又は届出の手続)

第10条 法第4条第1項の規定による高等学校の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の設置の認可の申請若しくは施行令第23条第2号の規定による高等学校の学科の設置の認可の申請又は施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の設置の届出は、施行規則第7条の3に規定する書類及び図面のほか、第3条第1項各号及び第4項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

(専修学校の課程の設置認可の申請手続)

第11条 法第82条の8第1項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可の申請は、設置予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、第3条第1項第2号から第4号まで並びに第3項及び第5項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

(設置者変更の認可申請又は届出の手続)

第12条 法第4条第1項若しくは法第82条の8第1項の規定による設置者の変更の認可の申請又は施行令第25条第2号の規定による設置者の変更の届出は、変更期日の30日前までにしなければならない。

(学校若しくは分校、課程、学科等の廃止の認可申請又は届出の手続)

第13条 法第4条第1項の規定による学校若しくは高等学校の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の廃止の認可の申請若しくは施行令第23条第2号の規定による高等学校の学科若しくは同条第9号の規定による高等学校若しくは幼稚園の分校の廃止の認可の申請又は施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校若しくは同条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校若しくは施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、施行規則第7条の7に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。

(専修学校若しくは専修学校の課程の廃止認可の申請又は専修学校の分校廃止の届出の手続)

第13条の2 法第82条の8第1項の規定による専修学校の廃止又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは一般課程の廃止の認可の申請又は施行令第24条の3の規定による専修学校の分校の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに施行規則

(1)～(3) [略]

(高等学校の課程、学科等の設置の認可申請又は届出の手続)

第10条 法第4条第1項の規定による高等学校の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の設置の認可の申請若しくは施行令第23条第2号の規定による高等学校の学科の設置の認可の申請又は施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の設置の届出は、施行規則第11条に規定する書類及び図面のほか、第3条第1項各号及び第4項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

(専修学校の課程の設置認可の申請手続)

第11条 法第130条第1項の規定による専修学校の高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可の申請は、設置予定期日の30日前までに施行規則第3条に規定する書類及び図面のほか、第3条第1項第2号から第4号まで並びに第3項及び第5項に規定する書類及び図面を添えてしなければならない。

(設置者変更の認可申請又は届出の手続)

第12条 法第4条第1項若しくは法第130条第1項の規定による設置者の変更の認可の申請又は施行令第25条第2号の規定による設置者の変更の届出は、変更期日の30日前までにしなければならない。

(学校若しくは分校、課程、学科等の廃止の認可申請又は届出の手続)

第13条 法第4条第1項の規定による学校若しくは高等学校の全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程の廃止の認可の申請若しくは施行令第23条第2号の規定による高等学校の学科若しくは同条第9号の規定による幼稚園若しくは高等学校の分校の廃止の認可の申請又は施行令第25条第1号の規定による小学校若しくは中学校若しくは同条第4号の規定による小学校若しくは中学校の分校若しくは施行令第26条第2項の規定による高等学校の専攻科若しくは別科の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに、施行規則第15条に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてなければならない。

(専修学校若しくは専修学校の課程の廃止認可の申請又は専修学校の分校廃止の届出の手続)

第14条 法第130条第1項の規定による専修学校の廃止又は専修学校の高等課程、専門課程若しくは一般課程の廃止の認可の申請又は施行令第24条の3の規定による専修学校の分校の廃止の届出は、廃止予定期日の30日前までに施行規則第15条

<p>第7条の7に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。</p> <p><u>第14条 削除</u></p> <p>(指導要録及び抄本)</p> <p>第15条 施行規則<u>第12条の3</u>に規定する指導要録(県立学校に係るものに限る。)の様式は、様式第1号から様式第1号の11までによるものとする。</p> <p>2 施行規則<u>第12条の3</u>第2項及び第3項の規定による指導要録の抄本等の送付は、児童等の転学又は進学後30日以内に行なければならない。</p> <p>(出席簿)</p> <p>第16条 施行規則<u>第12条の4</u>に規定する児童等の出席簿(県立学校に係るものに限る。)の様式は、様式第2号から様式第2号の4までによるものとする。</p> <p>(表簿)</p> <p>第18条 学校において備えなければならない表簿は、施行規則<u>第15条</u>に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>に規定する書類のほか、第3条第1項第2号に規定する書類を添えてしなければならない。</p> <p>(指導要録及び抄本)</p> <p>第15条 施行規則<u>第24条</u>に規定する指導要録(県立学校に係るものに限る。)の様式は、様式第1号から様式第1号の11までによるものとする。</p> <p>2 施行規則<u>第24条</u>第2項及び第3項の規定による指導要録の抄本等の送付は、児童等の転学又は進学後30日以内に行なければならない。</p> <p>(出席簿)</p> <p>第16条 施行規則<u>第25条</u>に規定する児童等の出席簿(県立学校に係るものに限る。)の様式は、様式第2号から様式第2号の4までによるものとする。</p> <p>(表簿)</p> <p>第18条 学校において備えなければならない表簿は、施行規則<u>第28条</u>に規定するもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第3条 岩手県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出願)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 居住地(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により<u>届出した</u>住所地であって、現に常住する場所をいう。以下同じ。)の属する学区が卒業した中学校の所在地の属する学区と異なる者及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第<u>63条各号</u>のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、その者の居住地の属する学区内の高等学校に出願しなければならない。</p>	<p>(出願)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 居住地(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)により<u>届け出た</u>住所地であって、現に常住する場所をいう。以下同じ。)の属する学区が卒業した中学校の所在地の属する学区と異なる者及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第<u>95条各号</u>のいずれかに該当する者は、前項の規定にかかわらず、その者の居住地の属する学区内の高等学校に出願しなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(岩手県立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第4条 岩手県立高等学校の管理運営に関する規則(昭和32年岩手県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第17条の2 高等学校に置く職員は、校長、副校長(学校教育法(昭和22年法律第26号)第<u>50条第1項</u>に規定する教頭(次項に規定する者を除く。))をいう。以下同じ。)、教諭、養</p>	<p>(職員)</p> <p>第17条の2 高等学校に置く職員は、校長、副校長(学校教育法(昭和22年法律第26号)第<u>60条第1項</u>に規定する教頭(次項に規定する者を除く。))をいう。以下同じ。)、教諭、養</p>

<p>護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びにその他の職員とする。</p> <p>2 高等学校に教頭（指導力の向上に関し学校教育法第51条において準用する同法第28条第4項及び第5項の職務を行う者をいう。）を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p>	<p>護教諭、事務職員、技術職員、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手並びにその他の職員とする。</p> <p>2 高等学校に教頭（指導力の向上に関し学校教育法第62条において準用する同法第37条第4項及び第5項の職務を行う者をいう。）を置くことがある。</p> <p>3 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第5条 岩手県立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和32年岩手県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員組織)</p> <p>第3条 特別支援学校に、校長、副校長（学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条第1項に規定する教頭（次項に規定する者を除く。）をいう。）、教諭、養護教諭、事務職員及び寄宿舎指導員を置く。</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（指導力の向上に関し学校教育法第51条において準用する同法第28条第4項及び第5項の職務を行う者をいう。）、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、技術職員、実習助手、主任介助員、介助員その他必要な職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>(職員組織)</p> <p>第3条 特別支援学校に、校長、副校長（学校教育法（昭和22年法律第26号）第60条第1項に規定する教頭（次項に規定する者を除く。）をいう。）、教諭、養護教諭、事務職員及び寄宿舎指導員を置く。</p> <p>2 特別支援学校に、前項の職員のほか、教頭（指導力の向上に関し学校教育法第62条において準用する同法第37条第4項及び第5項の職務を行う者をいう。）、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、技術職員、実習助手、主任介助員、介助員その他必要な職員を置くことがある。</p> <p>3・4 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(岩手県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第6条 岩手県教育委員会行政組織規則（昭和37年岩手県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>予算財務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立学校の児童若しくは生徒又は<u>幼児</u>の就学奨励及び就学援助又は<u>修学奨励</u>に関すること。</p> <p>学校施設担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市町村立学校の児童若しくは生徒又は<u>園児</u>の就学奨励及び就学援助又は<u>就園奨励</u>に係る助成に関すること。</p> <p>[略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略]		<p>予算財務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立学校の児童若しくは生徒又は<u>幼児</u>の就学奨励及び就学援助又は<u>修学奨励</u>に関すること。</p> <p>学校施設担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市町村立学校の児童若しくは生徒又は<u>園児</u>の就学奨励及び就学援助又は<u>就園奨励</u>に係る助成に関すること。</p> <p>[略]</p>	<p>(室及び課の分掌事務)</p> <p>第16条 本庁の室及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室及び課</th> <th>分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教育企画室</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p>予算財務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立学校の<u>幼児</u>又は児童若しくは生徒の就学奨励及び就学援助又は<u>修学奨励</u>に関すること。</p> <p>学校施設担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>幼稚園</u>の園児の<u>就園奨励</u>及び市町村立学校の児童又は生徒の就学奨励又は<u>就学援助</u>に係る助成に関すること。</p> <p>[略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	室及び課	分掌事務	教育企画室	[略]		<p>予算財務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立学校の<u>幼児</u>又は児童若しくは生徒の就学奨励及び就学援助又は<u>修学奨励</u>に関すること。</p> <p>学校施設担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>幼稚園</u>の園児の<u>就園奨励</u>及び市町村立学校の児童又は生徒の就学奨励又は<u>就学援助</u>に係る助成に関すること。</p> <p>[略]</p>
室及び課	分掌事務												
教育企画室	[略]												
	<p>予算財務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立学校の児童若しくは生徒又は<u>幼児</u>の就学奨励及び就学援助又は<u>修学奨励</u>に関すること。</p> <p>学校施設担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 市町村立学校の児童若しくは生徒又は<u>園児</u>の就学奨励及び就学援助又は<u>就園奨励</u>に係る助成に関すること。</p> <p>[略]</p>												
室及び課	分掌事務												
教育企画室	[略]												
	<p>予算財務担当の分掌事務</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 県立学校の<u>幼児</u>又は児童若しくは生徒の就学奨励及び就学援助又は<u>修学奨励</u>に関すること。</p> <p>学校施設担当の分掌事務</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) <u>幼稚園</u>の園児の<u>就園奨励</u>及び市町村立学校の児童又は生徒の就学奨励又は<u>就学援助</u>に係る助成に関すること。</p> <p>[略]</p>												

<p>学校教育室</p>	<p>[略]</p> <p>学校企画担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 市町村立の<small>小中学校及び幼稚園</small>の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 市町村立の<small>小中学校、高等学校及び幼稚園</small>に係る認可及び届出に関すること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立幼稚園並びに市町村立の<small>小中学校</small>（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。第3号から第5号までにおいて同じ。）<u>及び幼稚園</u>に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 市町村立の<small>小中学校及び幼稚園</small>の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 県立幼稚園並びに市町村立の<small>小中学校及び幼稚園</small>の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 県立幼稚園並びに市町村立の<small>小中学校及び幼稚園</small>の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>[略]</p>	
<p>教職員課</p>	<p>[略]</p> <p>小中学校人事担当の分掌事務</p> <p>(1) 県費負担教職員（事務職員を除く。）<u>及び県立幼稚園の職員</u>の人事管理に関する制度の企画に関すること。</p>

<p>学校教育室</p>	<p>[略]</p> <p>学校企画担当の分掌事務</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 市町村立の<u>幼稚園及び小中学校</u>の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 市町村立の<u>幼稚園、小中学校及び高等学校</u>に係る認可及び届出に関すること。</p> <p>(5)～(8) [略]</p> <p>義務教育担当の分掌事務</p> <p>(1) 県立幼稚園並びに市町村立の<u>幼稚園及び小中学校</u>（特別支援学級及び通級による指導に係る部分を除く。第3号から第5号までにおいて同じ。）に係る教育諸条件の整備の総括窓口に関すること。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 市町村立の<u>幼稚園及び小中学校</u>の管理の指導及び助言に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(4) 県立幼稚園並びに市町村立の<u>幼稚園及び小中学校</u>の教育課程及び学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関すること（スポーツ健康課及び産業教育担当の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(5) 県立幼稚園並びに市町村立の<u>幼稚園及び小中学校</u>の職員の研修に関すること（他室課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(6)～(8) [略]</p> <p>[略]</p>
<p>[略]</p>	
<p>教職員課</p>	<p>[略]</p> <p>小中学校人事担当の分掌事務</p> <p>(1) <u>県立幼稚園の職員及び県費負担教職員</u>（事務職員を除く。）の人事管理に関する制度の企画に関すること。</p>

<p>(2) 県費負担教職員(事務職員を除く。)及び<u>県立幼稚園の職員</u>の任免に関する こと。</p> <p>(3) 県費負担教職員(事務職員を除く。)及び<u>県立幼稚園の職員</u>の研修に関する こと(人事管理に関する研修に限る。)</p> <p>(4) [略] [略]</p>	<p>(2) <u>県立幼稚園の職員及び県費負担教職員</u>(事務職員を除く。)の任免に関する こと。</p> <p>(3) <u>県立幼稚園の職員及び県費負担教職員</u>(事務職員を除く。)の研修に関する こと(人事管理に関する研修に限る。)</p> <p>(4) [略] [略]</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

(教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正)

第7条 教育長に対する事務の委任等に関する規則(昭和41年岩手県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条(同法<u>第83条第2項</u>において準用する場合を含む。)及び<u>第82条の8第1項</u>の規定により許可を行うこと。</p> <p>(18) 学校教育法第14条(同法<u>第82条の11第1項</u>及び<u>第83条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定に基づき変更を命ずること。</p> <p>(19) 学校教育法<u>第45条の2第1項</u>の規定に基づく技能教育施設の指定及び当該指定の解除並びに指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定を行うこと。</p> <p>(20) 学校教育法<u>第84条第1項</u>又は第2項の規定に基づき勧告を行い、又は命令を発すること。</p> <p>(21)・(22) [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 学校教育法<u>第45条の2第1項</u>の規定に基づく技能教育施設の指定及び当該指定の解除並びに指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定に関すること。</p>	<p>(委任事項)</p> <p>第2条 次に掲げる事項を除き、教育委員会の権限に属する事務を教育長に委任する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条(同法<u>第134条第2項</u>において準用する場合を含む。)及び<u>第130条第1項</u>の規定により許可を行うこと。</p> <p>(18) 学校教育法第14条(同法<u>第133条第1項</u>及び<u>第134条第2項</u>において準用する場合を含む。)の規定に基づき変更を命ずること。</p> <p>(19) 学校教育法<u>第55条第1項</u>の規定に基づく技能教育施設の指定及び当該指定の解除並びに指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定を行うこと。</p> <p>(20) 学校教育法<u>第136条第1項</u>又は第2項の規定に基づき勧告を行い、又は命令を発すること。</p> <p>(21)・(22) [略]</p> <p>(教育長の専決)</p> <p>第3条 教育長は、次に掲げる事項を専決処理することができる。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 学校教育法<u>第55条第1項</u>の規定に基づく技能教育施設の指定及び当該指定の解除並びに指定技能教育施設の連携措置に係る科目の指定に関すること。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則の一部改正)

第8条 岩手県立こまくさ幼稚園の管理運営に関する規則(昭和44年岩手県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(教育課程)</p> <p>第6条 幼稚園の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）<u>第76条</u>に規定する幼稚園教育要領に定める基準により、園長が定める。</p>	<p>(教育課程)</p> <p>第6条 幼稚園の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）<u>第38条</u>に規定する幼稚園教育要領に定める基準により、園長が定める。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。